未来の風

## 新展示イベント施設の整備は

**問**　キラメッセぬまづにかわり、新たに展示イベント施設の整備を計画しているが、その整備方針は。

**答**　新展示イベント施設については、東部コンベンションセンター整備事業により、県が建設する会議場施設との一体的な利用を図るため、新たに整備することとした。その建設に当たっては、課題となっている音響・照明等の改善やスポーツイベント等の開催も可能となるよう整備するとともに、事業費の抑制にできる限り努めていく。

▲ 新展示イベント施設を初めとする東部コンベンションセンターの整備計画が進められている沼津駅北地区

北辰会

## 新貨物駅用地の取得に向けた今後の対応は

**問**　新貨物駅用地の取得に向けた、地権者との話し合いの経過を踏まえた今後の対応は。

**答**　新貨物駅用地の取得に当たり、地権者との話し合いによる円満解決を図るため、平成二十年十二月に一回目の話し合いを行い、平成二十一年一月に次回の開催を依頼したが、地権者と自治会の代表からは、鉄道高架事業の根本的な見直しをしない限り応じられないと一方的に拒否された。このことは大変残念であり、困惑している。本用地の取得については、既に約七割の地権者から協力を得ており、多くの市民から事業推進の声もある中で、これ以上の遅延は許されないと考える。さらに、平成二十年九月議会において、土地収用法第三十五条に係る調査費用の補正予算議案を上程し、可決された。これらを総合的に勘案し、本予算を執行していきたいと考えている。

## 懲罰特別委員会を設置

懲罰特別委員会を設置し、「7番　江本浩二議員に対する懲罰の動議」、「5番　梅沢弘議員に対する懲罰の動議」及び「浅原和美議員、曳田卓議員に対する処分の要求」を次の12人の委員により審査しました。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 城内　務 | 副委員長 | 井口　哲男 |
| 委員 | 渡部一二実 | 委員 | 山下富美子 |
| 委員 | 殿岡　修 | 委員 | 頼重　秀一 |
| 委員 | 山崎　勝子 | 委員 | 岩崎　英亮 |
| 委員 | 深瀬　勝 | 委員 | 鈴木　秀郷 |
| 委員 | 野田　久雄 | 委員 | 滝口　文昭 |

本特別委員会は、2月28日に審査を行い、いずれの案件も賛否両論の意見が出されました。

江本浩二議員に対する懲罰の動議及び梅沢弘議員に対する懲罰の動議については、起立採決の結果、いずれも戒告の懲罰を科すべきものと決しました。これを受け、3月19日の本会議において、起立採決の結果、いずれも起立者多数で委員会審査の結果のとおりと決したため、江本浩二議員、梅沢弘議員に対し、議長がそれぞれ戒告文を読み上げました。

また、浅原和美議員、曳田卓議員に対する処分の要求については、起立採決の結果、いずれも懲罰を科すべきでないと決しました。これを受け、3月19日の本会議において、起立採決の結果、いずれも起立者多数で委員会審査の結果のとおりと決しました。

### 戒　告　文

去る2月26日の本会議において、行われた一般質問における個人質問の発言中、7番　江本浩二議員の言動の一部は、沼津市議会の品位を汚すものであり、沼津市議会会議規則第145条に規定する品位の尊重に違反するものである。

よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により、戒告する。

### 戒　告　文

去る2月25日の本会議において、行われた一般質問における代表質問の発言中、5番　梅沢弘議員が質問された事項のうち、主観に基づき、断定的に他市の市政に関する事項を批判し、引用したことは、沼津市議会の品位を汚すものであり、沼津市議会会議規則第145条に規定する品位の尊重に違反するものである。

よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により、戒告する。